

平成23年5月9日

保護者様

名張市立赤目中学校
校長 藤本 幸生

台風時等における生徒の登下校と授業の実施について

新緑の候、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年度も台風、大雨等のおそれのある季節が近づいてきました。暴風警報等が発令された場合の対応を下記のように定め、生徒への安全指導を徹底したいと思っております。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 始業前に、三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発令されている場合

- (1) 生徒は登校しないで、暴風警報が解除されるまで家で待機してください。
- (2) 午前11時になっても、暴風警報が解除されない場合、その日は臨時休業となります。
- (3) 午前11時までに暴風警報が解除された場合、解除後2時間の余裕を持って授業を始めますので、登校させてください。

ただし、暴風警報が解除されても、引き続き暴風の場合等、登校を見合わせる場合があります。その際には、学級連絡網で登校時間等についてお知らせします。

また、暴風警報が解除されても、道路・橋などが壊れたり、浸水などにより、危険が予想される場合は、すぐに登校させないで、まず、学校へ連絡してください。

(PTAの地区委員さんは、地区のようすを学校へ必ず連絡してください。)

10時30分までに解除された場合は、授業の用意と弁当を準備してきてください。

10時30分から11時にかけて解除された場合は、家で昼食をすませ授業の用意をして登校させてください。

2. 始業後に、三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発令された場合

- (1) 直ちに授業を中止し、生徒を早く帰宅させます。
- (2) ただし、台風の中心位置・進行方向・速度など、発令時における気象状況・道路・橋・浸水の状況などを判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校または最も安全な場所で待機させます。

3. 登下校の途中で三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発令されたり又は危険な状態になった場合

- (1) 自宅または学校のいずれか安全な方へ避難して下さい。決して単独行動をしないようにして下さい。
- (2) どちらにも行けない場合は、最も近くで安全と考えられる場所に避難し、そのことを学校（または家庭）へ連絡して下さい。危険な状態がなくなれば(1)の要領により行動して下さい。

4. 大雨警報・洪水警報・大雪警報等が発令された場合

- (1) 大雨警報・洪水警報または局地的集中豪雨、大雪警報などで、相当量の降雨や降雪があり、登校が危険であると判断される場合は、学校で適切な措置を講じ、その旨緊急連絡網などを通じて伝えます。生徒は連絡内容により、1および2項の原則に準じて行動して下さい。
- (2) 学校より連絡はないが、登校が危険な状況にあれば、登校しないで下さい。その旨を該当の保護者（保護者不在の場合は本人）又は地区委員から、学校へ連絡して下さい。

5. その他留意する事項

- (1) 常に集団行動をとり、絶対に単独行動をしないようにして下さい。
- (2) 学校への連絡は、特別危険な状況等の連絡以外は、個々の問い合わせなどをしないようにして下さい。
- (3) 学校からの連絡は、各学級の連絡網にしたがって、次の生徒にすみやかに、正しく伝わるよう心がけて下さい。（自分の連絡すべき相手を確認しておいて下さい。）
- (4) テレビ・ラジオ・電話177番などにより、気象状況を的確に知るよう努めて下さい。
- (5) このプリントと学級の連絡網を最も見やすい所に掲示しておいて下さい。

緊急連絡先 赤目中学校 電話63-0707
